

## 海外裁判所の主な対応状況について①（4月7日）

コロナウィルスの拡大による海外裁判所の主な対応状況について、4月7日時点での情報を収集しましたので、必要に応じ、ご参照いただければ幸いです。

なお、本情報に基づき訴訟手続等を行う際には、必ず、各裁判所のホームページ等にて最新情報をご確認いただくか、各会員を代理されている国内外特許事務所・法律事務所等へ直接ご照会いただきますようお願い致します。

### ■ アメリカ

連邦巡回区連邦控訴裁判所

2020年3月20日に、行政指令が発出されて、クラークオフィスへのアクセス制限が行われている。オフィス人員を縮小しており、基本的にメールでの手続照会が勧められている。

<http://www.ca9c.uscourts.gov/sites/default/files/announcements/2020/ModifiedPublicAssistanceNotice.pdf>

オーラルヒアリングについては、傍聴が制限されており、電話回線を用いた形での傍聴が実施されている。

<http://www.ca9c.uscourts.gov/sites/default/files/announcements/2020/Notice-April2020PublicAccess-04012020.pdf>

### ■ ドイツ

ドイツ連邦政府が、3月22日以降ドイツ全土で実施している接触制限措置が4月19日まで延長されている。

裁判所の運用状況は、各裁判所ごとに異なるので、個別に確認する必要がある。デュッセルドルフ高等裁判所は、公共交通を制限した上で、コアタスクに集中して運用を継続している。

[https://www.justiz.nrw/JM/ministerium/corona/gerichte\\_sta/index.php](https://www.justiz.nrw/JM/ministerium/corona/gerichte_sta/index.php)

### ■ 中国

中国では裁判所が一時的に閉鎖されており、訴状提出等は、裁判所ネットワーク（各裁判所が通知、最高人民法院は <http://ssfw.count.gov.cn/ssfw>）または郵送による提出が行われる。最高人民法院の知財法廷では、リモートの映像を利用した証拠調べなどが開始されている。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-220071.html>

### ■ 韓国

韓国の裁判所は、2月24日に、新型コロナの影響で事件を要急の場合を除き、休廷扱いとし、その後、ソウル高等裁判所、ソウル中央地方裁判所は、3月23日から審理を再開したと報道されている。各裁判所から、それぞれ休廷期間やマスクの着用の招請の指示がされている。

また、ソウル高等裁判所では、リモートの映像による審理も試みられている。

韓国特許法院HP上で、特段の告知は、現時点で確認できない。

<https://patent.scourt.go.kr/main/new/Main.work>

■ タイ

タイの裁判所は、3月24日～5月末まで、一部の事件を除いて口頭審理手続を延期している。訴状提出等の事務は継続して行われている。

中央知的財産・国際貿易裁判所(CIPICT)では、3月2日より、当事者の接触を予防するため、リモートによる映像裁判が実施されているほか、コロナ対策の通知が発出された。

詳細は、以下裁判所の URL(タイ語)参照。

「コロナ対策の通知」<https://ipitc.coj.go.th/th/content/category/detail/id/10/cid/21/iid/186266>

事務局・政策グループ